

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更
 道路の供用開始
 神通川水系宮川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深

(道路維持課) 三六五
 (同) 三六六

(河 川 課) 三六六

基本測量の実施
 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
 開発行為の工事の完了
 土地改良区の定款の変更認可

(用 地 課) 三六六
 (都 市 政 策 課) 三六七
 (建 築 指 導 課) 三六九
 (飛 騨 農 林 事 務 所) 三七〇

告 示

岐阜県告示第三百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年五月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道	春日線 揖斐川線	揖斐郡揖斐川町春日六合 字東開戸八五一番一地从先 から	前	一〇・七 一四・六	三六・二	
			後	二・八 一六・七		
		同 郡 同 町 同 郡 同 町 同 郡 同 町 同 郡 同 町	前	九・〇 一〇・二	四一・六	
			後	三・五 一五・二		

第 二 千 四 十 九 号
 平成二十一年五月二十二日

(金曜日)

岐阜県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年五月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	篠原線 八百津線	加茂郡八百津町潮見字大洞一 一九七番一〇地先から	同 郡同 町同 字同 一 二〇三番一 地先まで	一七・二	平成 三・五・三	平成 一七・〇・二

岐阜県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年五月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	---	---	---------------------	---------------------	--------------	----

一般 国道	四百七十 一号	高山市奥飛驒温泉郷栃尾 字洞下三三九番五二地先 から	同 市同 字同 三三九番一 地先 まで	後	前	101.0	101.0
----------	------------	----------------------------------	---------------------------	---	---	-------	-------

岐阜県告示第三百六十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定による神通川水系宮川に係る浸水想定区域の指定を変更し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第四項において準用する同条第三項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、岐阜県土木整備部河川課、岐阜県高山土木事務所及び岐阜県古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

公 示

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

三 作業期間

平成二十一年五月十五日から
同 二十二年三月三十一日まで

四 作業地域
県内全域

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量「基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業」

三 作業期間

平成二十一年五月一日から
同 二十二年三月三十一日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡
輪之内町、安八郡安八町

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市大字川上の一部（丸野）

三 調査を行った期間

平成十七年度及び平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字川上の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（大字川上の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年五月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市大字坂下の一部（保ヶ山）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年五月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市大字坂下の一部（前平）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年五月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

可児郡御嵩町

二 調査を行った地域

岐阜県可児郡御嵩町大字上之郷の一部（上之郷）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県可児郡御嵩町（大字上之郷の一部）の地籍図

岐阜県可児郡御嵩町（大字上之郷の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年五月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字三川の一部（三川）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字三川の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡白川町（大字三川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年五月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

<p>一 調査を行った者の名称 加茂郡白川町</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県加茂郡白川町大字三川の二部(三川)</p> <p>三 調査を行った期間 平成十八年度から平成二十年度 地図及び簿冊の名称 岐阜県加茂郡白川町(大字三川の二部)の地籍図 岐阜県加茂郡白川町(大字三川の二部)の地籍簿</p>	<p>四 調査を行った者の名称 加茂郡白川町</p>	<p>五 認証年月日 平成二十一年五月二十二日</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。 平成二十一年五月二十二日</p>	<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐建築第三四号の一九二〇一〇 平成二〇・一・二三</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>瑞穂市本田字中島三三九番一及び二四〇番一</p> <p>同 市古橋字向桁一七六一番一、一七六二番一及び一七六三番一</p>	<p>公共施設の種類の</p> <p>道路、消防の用に供する貯水施設</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p> <p>開発登録簿による</p> <p>岐阜市鷺山二二八〇番地の一 株式会社協和地所 代表取締役 草 野 瑛 子</p> <p>大垣市林町八丁目一七七三番地の二〇 豊開発株式会社 代表取締役 豊 田 時 正</p>
<p>同岐建築第九七号の二四 同 二一・二二・二二</p>	<p>同岐建築第九七号の二四 同 二一・二二・二二</p>	<p>同</p>	<p>同</p> <p>羽島郡笠松町代五〇八番地 赤 塚 幸 造</p>
<p>同西建築第五三三号の九 同 二〇・三三・四 同西建築第五四号の 一 同 二〇・八・二八</p>	<p>不破郡垂井町字御所野一四三九番一、一四七〇番一及び一四七八番四</p>	<p>同</p>	<p>同</p> <p>不破郡垂井町一四七〇番地 株式会社エイチ・エス・テクノロジー 代表取締役 服 部 哲 也</p>
<p>同西建築第五〇号の二三 同 二〇・二二・一八</p>	<p>安八郡神戸町大字神戸字井田六九七番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p> <p>羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉</p>
<p>同中建築第三五号の二一 同 一九・一一・二九</p>	<p>関市小屋名字五反田一四五二番一の二部外三八筆</p>	<p>道路、下水道、緑地</p>	<p>同</p> <p>群馬県高崎市高関町三八〇番地 株式会社カインズ</p>

同中建築第三七号の 一〇 同二〇・四・一六 同中建築第四四号の 五 同二〇・一〇・一 同中建築第四四号の 一一 同二一・三・三三	同市同 筆 字竹之腰一六三番外二二	消防の用に 供する貯水 施設、水路	代表取締役 土 屋 裕 雅
--	----------------------	-------------------------	---------------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
上 野 平 土 地 改 良 区	平 成 二 一 ・ 四 ・ 二 七

平成二十一年五月二十二日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社